

「札幌市菊水分庁舎で使用する電力」に関する質問及び回答

番号	質問内容	回答内容
1	契約保証金の免除を受けるために契約実績を開示する場合、当該入札案件と比較する判断項目はどういった点でしょうか。 （例：施設数、総契約電力、最も契約電力が大きな施設の契約電力、総使用量、最も使用量の多い施設の使用量、判断項目の一部でも合致していれば可等、判断項目の該当ページのための提出可等） また、現在履行中の契約実績は対象でしょうか。対象とならない場合、入札・開札日、供給開始日などの時期を基準として履行済みの案件とすればよろしいでしょうか。	判断項目は契約電力及び予定使用電力量です。また、現在履行中の契約実績は対象とならず、開札日を基準として履行済みの案件とします。
2	前項のご回答は、札幌市様統一の見解でしょうか。それとも部局や調達案件ごとに異なるのでしょうか。	本調達案件に係る回答となります。札幌市契約規則第25条第3号に基づき、調達案件ごとに判断することとなります。